

宋代の脚店戸と唐代の接脚及び「うけうり」の慣行

日野, 開三郎

<https://doi.org/10.15017/2236703>

出版情報 : 史淵. 102, pp.1-18, 1970-03-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

宋代の脚店戸と唐代の接脚

及び「うけうり」の慣行

日野 開三郎

唐代にいう店は現在邦語の商店ではない。商店を指す唐代の用語は肆、もしくは舗であつて、店は此の肆舗と區別して使用せられている。唐代の店は泊客・料飲・倉庫の三業務を兼營し、主として客商を顧客としてその活動を助けていた業者を指し、その規模の大きなものを時に邸と呼んでいた。長安・洛陽その他の大都市には肆舗や邸店を多数兼併し、然もその兼併が広く天下の要地に及んでいる富賈が少くなかつた。太平広記^{卷四}九^{卷四}五^{卷四}雜錄部・鄒鳳熾の項に、西京記に出づと

西京懷德坊南門之東。有富商鄒鳳熾。中。其家巨富。金寶不可勝計。常與朝貴遊。邸店園宅。遍滿海內。四方物盡為所收。雖古之猗白。不是過也。

とあり、全唐詩^{卷四}二八^{卷四}白居易の効陶潛體詩十六首の「東隣富翁」の詩に

東隣有富翁。藏貨徧五都。東京收栗帛。西市鬻金珠。朝營暮計算。晝夜不安居。

とあり、朝野僉載^{卷三}何遠明の項に

定州何遠明大富。主官中三驛。每於驛邊起店停商。專以襲胡為業。資財巨萬。云云。

とある等は、唐代の富賈が遠隔地に在る邸店肆舗を多数兼併し、それらを經營して巨利を収めていたことを示す数例である。これら遠隔地に在る兼併の邸店肆舗は所有者である富賈が親しくその管理經營に當り得なかつたこと、更めてい

でもない。かくて広域遠隔の地に跨る邸店肆舗の兼併、その上に立つ富賈の發展を考察するには、それら兼併店肆の管理経営がどの様に行われていたかを併せて考究することが必要となる。然し乍ら此の管理経営に就いて言及した唐代の史料は未だ検出し得ない。こうした場合の研究方法としては、史料が格段に豊富となる宋代に就いて検討し、その知識に立つて唐代の文獻を再検し手掛りを求めて行くというのが常道であり、又効果の多い方法でもあるのであるが、宋代の店肆問題に就いては殆んど全く手をつけておらず、さりとてここに遽に宋代の文獻を涉獵しつくす馬力もない、然し宋代の文獻に見える脚店・脚店戸が現在邦語の支店に該るといふ在来の説は、兼併店肆の管理経営に見逃し得ないもので、もし此れが支店ならば唐代にも此の制度が兼併家に取り入れられ、兼併の促進に大きく役立っていたと考へ得る可能性が生れてくる。そこで此の脚店戸を、果してそれが現在邦語の支店に該るものであるかどうかの検討を中心として再考察し、そこから唐代に於ける兼併店肆の管理経営を究明する手がかりが得られるものであるかどうかを追及して見ることにする。

一、宋代の脚店戸と正店

旅宿・料飲・倉庫の三業務を営業とする店に於いて、その料飲業に重要な酒は、安史の乱後、中央財政の窮乏対策として專買制の下におかれていた。酒の専売、即ち權酤の内容は多様であり、その推移も複雑であつて、その究明は專考を要する大問題であるが、五代・宋代に承けつがれつつ次第に發展し、大きな国庫財源として關係法規が嚴密を加えて行つたということが出来る。店が使用する酒も勿論専売品であり、且つ店はその大量消費者である所から、權酤制の中に於ける店の役割は自ら重要となつていた。この店と權酤制との關係も頗る複雑な推移を辿り、又地域的な相違もあつて、決して一律一樣でないが、脚店戸の考察に必要な点だけを取出して概説しておく。

店で自ら酒を醸造販売せんと欲する者は当然專売税を納めて公認を受けなければならぬ。一方、國家としては專売税の収入を確保増大する為に資力が大きく販売能力の勝れた者を選んで公認する方針を採ることとなる。又醸造には設備や人

件費その他に相当の資本を必要とする。かくて専売法施行後の醸造者は少数の大企業に絞られることとなる。事実、専売制施行後の公認醸造者は富戸、特に大きな邸店戸に集約せられ、大邸店はそれを自家の營業用に供する外、他の酒屋や消費者にも売っていた。醸造権をもたない店はその業務用の酒を醸造元から請けなければならぬ。専売税を納めれば誰でも醸造を許されるといふのが原則であったが、実際には都会地の醸造許可者は唐宋を通じて多く店戸であったといつて差支えない。然もその許可者は、醸造技術等の關係から自ら定着し、延いては請売り業者の仕入先も定着的であった。脚店或は脚店戸とはこの様なうけ酒を売る店戸をいう。脚店という以上、それは肆舖（邦語の商店）ではなく、肆舖と區別せられた店であり、従つて店の基本業務である宿泊・料飲・倉庫業を営んでいた筈のものである。酒の販売業者には料飲業を併せ営む者やただ販売するだけの酒屋があつたが、それらは何れも酒屋であつて、酒店ではない。酒店と呼ばれていたのは宿泊・料飲・倉庫の三業務に併せて消費者への酒の販売をも行うもので、いわば酒屋兼營の店であつたので、酒店が時に酒肆と呼ばれている例はあるが、逆に酒肆である料飲業者や販売だけの業者が酒店と呼ばれている例はない。即ち脚店はうけ酒の店戸に限られ、酒肆は含んでいないと見るべきものである。うけ酒屋を指す宋代の用語には拍戸があつた。拍戸は酒肆も酒店もその營業の酒がうけ酒であれば共に指し得た用語であるが、脚店戸は必ずうけ酒の店戸に限られていたことになる。宋代の専売運管制では各脚店戸が酒をうける醸造元は決められていて、勝手な変更は認められていなかった。つまり一定の醸造元に固着させられていたわけで、脚店とは此の醸造元に対する呼称であつた。詳しくは脚店酒戸ともいわれている。宋会要・食貨^二酒麴雜錄・天聖五年八月の条の詔に

三司白鑿樓酒店。如有情願買撲出辨課利。令於在京脚店酒戸内。撥定三千戸。每日於本店取酒沽売。

とあるは脚店酒戸の一例である。右の白鑿樓酒店は官有の大樓店^をで、酒造権を有していたものである。官は此の樓店の經營をその酒造権を含めて「せり」で民間に請負わせ、契約の請負額を納入せしめることとしたというのが記事の内容であるが、請負者の利益を保護する為^に在京の脚店酒戸のうちから三千戸を抽取して白鑿樓酒店の脚店とし、その酒をうけさ

せることとしてゐるから、この三千の脚店は他から酒をうける自由をもたなかったことになる。三千のうけ酒の店戸をもつ白礬楼酒店は大醸造元であつたわけで、よほどの富戸でなければその経営を請負うことはできなかったであろう。こうした脚店制のもとでは造り酒屋は大資本を要し、酒造権をもつた邸店は富大の店戸であつたことになる。脚店戸が一定の醸造元に対するそのうけ酒の店戸をいうとすれば、それを支店と速断することは許されなくなる。脚店戸も店戸という以上は邸店業者に外ならず、その業務に使う酒を一定の醸造元からうけていたということだから直ちにそれを醸造元の支店と断じ得るものでないことは寧ろ自明のことからであろう。うけ酒の脚店戸の例は辺境の諸寨に於いても見られ、それらの脚店戸は店として泊客業務を営み、投宿した客商の取引に斡旋の勞をとり、利ありと見れば時に自ら仕入れに乗出すこともあつた様である。

宋代の寨はいうまでもなく軍事施設であり、辺境には大小幾多の寨がおかれている所があつたが、寨主は同時にその寨の所管区域の行政にも當つてゐる場合があり、そうした場合、その管域も寨名を以て呼ばれ、その様な行政区劃としての寨も少くなかつた。此の行政区劃としての寨は、小なるものは郷鎮格の扱いをうけ、大なるものは県格に扱われ、同じ寨というもその格に上下があつたが、何れにしても辺境地域に在つた關係から一般郷鎮や県に比して雜費を多く要してゐたので、寨にその所管内の酒造専売権を与え、その収入で雜費を補わしめてゐた。寨は酒庫（醸造所）をおき、その醸酒を管内の店戸にうけさせて利益をあげてゐた。此の場合の店戸は寨の（酒庫の）脚店であつたわけである。宋会要・兵二・買馬・紹興三年八月二十七日の條の広西路・邕州・靖遠寨の知寨黃迥の言文によるに、此の寨には蛮人が余りにも沢山の馬を売りに来るので、買馬用に準備した寨の官錢を使い果しても尚足らず、止むなくそれ以上の馬は蛮人に又牽いて帰らせてゐるが、その為には蛮人の怨嗟の聲が高まって來てゐるので、その対策として、民間の有力者やその他の者に暫時買取らせておき、官錢が補充でき次第、官が引取ることになつたといつてゐる。その暫時買取らせておくといふ部分の原文は次の如くである。

乞。自今後。許本寨脚店戸・百姓及溪洞官典・頭首・有力之家。將錢物明赴。官專差編欄使臣一員監覷。就蕃蠻博買。この暫時買取人の中にあげてある本寨の脚店戸とは、靖遠寨の（酒庫の）脚店戸に外ならぬ。寨の脚店戸はその酒を必ず寨（の酒庫）から請けなければならぬが、店としてのそれ以外の経営に就いては寨から何の拘束も受けない筈のものである。然し店に取ってその營業に大切な酒の唯一の元締めであり、行政の直接の長官でもある寨主の要請に協力することは、こうした立場の商人として拒み得なかつたであろう。かくて蕃馬買取りへの協力が押しつけられたわけであるが、この脚店戸の買入れ馬は早晚寨主が国費を以て引取ってくれる約束のものであるから、形の上からいえば、官の「なるとき引取り」の依托買入れであつたと見ることができ。つまり邸店の間に見られた客商の爲の依托購入の変形ともいえるものである。所で寨の脚店戸の買馬には此の様な寨主の依托とは關係なく自主的に行われてゐる所があつた。同卷の紹興三年二月八日の条の樞密院が邕州から受けた進状の内容に依れば、此の州の横山寨でも蛮人が馬を売りに来て塩や絹を購めて帰っているが、その監督は塩や絹の価を高くして馬価に充てるので、蛮人は官に良馬を売ることが嫌っているとあり、官との取引を避けたがるそれら蛮人の馬貿易に就いて

蕃蠻將馬至横山寨貨賣。被洞官并店戸等人衆。私與蠻人交易。

と述べ、洞官や店戸等の者が私に買取っていると述べている。ここにいう洞官と店戸とが先の靖遠寨の記事にいう溪洞官と脚店戸とに当るべきことは一見して明かであろう。靖遠寨の脚店戸は寨主の依頼に応じて官の買馬に協力するという立場に於いて蛮馬を買っていたのに対し、横山寨の脚店戸は蛮人が官に売ることを嫌っていたのに乗じて儲けの多そうな良馬を官を出し抜く形で買取っていたことになる。然し店戸自身が馬を特に必要としていたわけではないから、蛮人から買入れた馬は儲けを加えて転売していた筈である。転売先に就いては記されていないが、一部を個人の需要に供する外、大部分は馬の最大需要者である官に売込んでいたのであろう。つまり横山寨の買馬は蛮人から店戸に売られたのを買上げる形になっていたものと解せられるのである。寨の監督が馬を寨に売込みに来る蛮人にその代価として支払う塩や絹の評価

を不当に高くして押しつけたのは、結局、蛮馬を不当に安く抑買することであり、蛮人を官貿易から逃避させたのは当然であるが、監官が此の様に不当な安値の抑買を敢てしたのは、一つには官僚の屬性としての私腹収利に因る所があったであろうが、根本的には靖遠寨の例に示されている如く、蛮人の売馬量に対する寨の買馬予算総額の過少に因由していたと見るべきであろう。不当抑買の結果、蛮馬は店戸に売られ、店戸から寨に売られるという廻り道の取引となったわけで、此の間に寨官と店戸との提携通信があったかも知れないが、このもって廻る横山寨の様な買馬過程が靖遠寨の脚店戸中間買取策のヒントになっていたのではないかと思われる。何れにせよ蛮人が馬を売りに来る邕州方面の諸寨で寨の店戸が馬の売買に乗出していたことは紛れない。恐らく店戸として辺境貿易に集る客商の世話をしていた寨の諸店は、蛮馬取引の利に目をつけて伯樂商売に進出して居り、靖遠寨が官に協力せしめる立場で店戸に馬の一次的買取りをさせたのは、既にそれ以前から店戸の蛮馬仲買が行われていたのを利用し、寧ろその仲買馬の買上げを官が保障する形で彼等の利益を守ってやるという官吏と商人との通同的策略であったのかも知れない。蛮馬貿易に就いては別に詳考を必要とし、その上で蛮馬をめぐる寨と店戸との関係も精確に検討する必要があるが、以上の考察からいえることは、寨の店戸がその営業用の酒を寨の酒庫からうける関係にある時、それは寨の脚店戸といわれていたということである。先の白鑿樓酒店の脚店戸と併せ考えるならば、脚店戸とはその酒を特定の醸造元からうける店戸がその醸造元に対して呼ばれる称呼であることが明白となるであろう。ただうけ酒の関係にあるだけで脚店戸といわれていたとすれば、脚店戸即支店の解釈は考え直さなければならなくなる。支店である脚店戸もあり得たことになるが、そうではないうけ酒の脚店戸もあったのであるから、脚店と支店とは別のものとしなければならぬ。

脚店戸に対する醸造元としての酒店は何と呼ばれたか。先の白鑿樓酒店の記事中に「本店」の用語があるが、此の「本」は当時の「本戸」や現在邦語の「本人」等の本と同じく「その」の意味で、本店・支店の本の用法ではない。右の本店に近い邦語を求めるならば、「当店」、「こ（そ）の店」などである。靖遠寨の記事中に見える「本寨」の本も同様の用法であ

る。脚店に対用せられているのは正店である。東京夢華録^{卷二}酒樓の項に

在京正店七十二戸。此外不能遍數。其餘皆謂之脚店。

とあるは、正店が脚店に対応する店、即ち醸造元の店を指す用語であったことを簡明に示している適証である。此れに依れば推定人口四五百万の大都市開封府³の正店は主なものが七十二戸であったという。先にあげた白鑿樓酒店は当然正店であるが、その脚店戸は三千であったという。これは特別に脚店戸の多いものであったのかも知れないが、それにしても醸造元としての正店がうけ酒の脚店を多数擁しているのは一般的であったと見て誤りないであろう。四五百万人の都市に七八十戸の正店しかなかったとすれば、正店の平均脚店数は当然多かつた筈である。そうした夥しい脚店の上に立つ正店は何れも大資本の店で、その所有者は大富商であったと見なければならぬ。続資治通鑑長編^{卷四}四七元祐五年十月戊戌の条の殿中侍御史岑象求が知青州王安礼の汚職をあげた弾劾文の中に、安礼の嘗ての門下で現在は開封府に店を經營し、王安礼と結んでその汚職の手先をつとめている姜殿直なるものことを述べて

其姜殿直。舊在安礼門下。出入安礼。素來照管。家富於財。見開四所正店。云云。

とあり、一人で正店を四箇所に有していたといひ、富民であると説明している。一正店の所有でさえも大資本を要したのであるから、それを四店も兼併していた彼は富豪であったというべきである。開封府の正店七八十のうち約五%をもつていたことになる。各正店にはそれぞれの脚店があったわけで、その総数は数千から方にも達していたのではないかと思われる。これら正店は店として客商の為に宿泊・食飲・倉庫の三業務を併せ営み、投宿客商の為にその販売や仕入れにも協力していたのであって、そのことは右記事を挟む前後の長い文章の中に詳しく言及せられているのであるが、此所には直接の關係がないので省略する。姜殿直一人の所有正店が四箇所もあったということは、正店が本店・支店の本店の意味をもつものでないことの一証になるといえよう。正店は脚店に対応する醸造元の酒店にすぎなかつたと解せられる。此の様に正店と脚店とは専売制下におかれた酒の仕入れに於ける系列關係を示す用語であつて、言葉としてはそれ以上の意味は有

たなかったと解せられるのであるが、実際としての正店と脚店との関係内容には此の言葉以上に緊密なものがあつた様である。東京夢華録^{卷五}民俗の項を見るに

凡百吉凶之家人皆盈門。其正酒店戸。見脚店三兩次打酒。便敢借與三五百兩銀器。以至貧下人家。就店呼酒。亦用銀器供送。有連夜飲者。次日取之。諸妓館只就店呼酒而已。銀器供送亦復如此。

とあつて、一般に資本の大きくない脚店が吉凶之家から來客接待の爲の仕出しの注文を受けた場合、その正店は脚店に三五百兩（一兩は十匁）もの銀器を貸し与えてその仕出した景氣を添えてやり、よつて妓館から貧下の戸に至るまで銀器を揃えて客を接待し得たという。これは脚店戸の商売繁盛を通して正店自身の醸酒の売上げを増さんが爲であらう。こうした營業上の相互扶助的な活動が一般化していたにせよ、正店が本店、脚店が支店という関係を認めることはできない。所詮、正店・脚店は酒の専売制が生んだ酒取引の系列關係を示す用語と見るべきものと解せられる。但し關係史料の蒐集が未だ充分でないので、精細詳確な論断は尚今後の史料博搜による補考に俟たねばならぬ。然らば宋代には支店制はなかつたかというに、そうは断定できない。支店制の有無内容は脚店と別に広く文獻を涉獵して検討すべきである。我が江戸時代に「でみせ」の名を以て支店ができていたことを思えば、宋代に支店のできていたことも想像せられなくはない。筆者としては未だ宋代の支店制に就いて何の知識をもっていないというのが現状であり、従つて宋代の知識を基にして唐代を溯及推想する手だてももたないわけで、切に大方の御高教を希う所である。

二、唐代の接脚

唐代の接脚は冒名接脚もしくは接脚冒名といわれて稀に文獻に見出される。現在までに検得の資料は總計僅かに四例で、その一例は専売商人に関するものであるが、残り三例中の二例は官吏法に関するものであり、一例は寺僧に関するものであつて、全く分野を異にする三群に分れている。実は此の接脚の用語は久しく筆者の問題意識の中に登場せず、ただ

学生時代に明代の詭奇の中に脚を用いた用語のあることを聞いた記憶から唐代の脚にも多少の注目を惹いて書き抜いておいたものの中に接脚の資料が四例見出されるわけで、もし初めから心して文獻を渉獵しておれば蒐集資料は更に多くなっていたかも知れない。然し若し文獻に頻出すれば当然早くから気をつけた筈であるから、たとえ今後の檢索で若干の資料補足ができるにしても、その数は恐らく多くないであらう。何れにしても接脚冒名を尅明に論究することは今の資料蒐集の段階では無理と思われるのであるが、既得資料の紹介をかねて敢て未熟の私考を陳べ、大方の御示教を乞うこととする。接脚の用例に見られる上述三群のうち、經濟史の立場から取上ぐべき接脚が専売商人に関するものに限られてくることは容易に察見し得る所であるが、接脚の用例総数が少い現状では、接脚の語義用法を知る意味で官吏法や寺僧に関するものをも取上げて此れを有力な参考とする方法に依らざるを得ない。便宜上、まづ官吏法關係の接脚を取上げ、次に寺僧關係の接脚を考え、最後に商人關係の接脚に及ぶこととする。

通典卷一 選舉・雜論議下に引載する礼部員外郎沈既濟の選舉雜議凡七条の第三に

有文無賴者。計日可升。有用無文者。終身不進。況其書判多是假手。或他人替入。或旁坐代為。或臨時解衣。或宿期定估。才優者一兼四五。自製者十不二三。況造偽作姦・冒名接脚。又在其外。

とあって、官員任陞の中に見られる大きな弊害の一つとして冒名接脚をあげている。この冒名接脚に就いては文獻通考卷三 選舉考・舉官・貞元四年の条に

吏部奏。艱難以來。年月積久。兩都士類散在遠方。三庫勅甲又經失墜。因此人多罔冒。吏或許欺。分見官者謂之舉名。承已死者謂之接脚。

との説明記事が見える。これに依れば冒名接脚とは死亡した官員になりすましてその名を冒しているを指す用語であったことになる。安史の乱後の記録散失・記綱紊乱に乗じた不正の官資獲得である。

寺僧の冒名接脚に関する管見の記事はただ一つで、冊府元龜卷一 五九帝王部・革弊門・開元二十八年秋七月庚子の条の詔に

頃縁諸州寺觀僧道闕人。所以精選行業用填其數。如聞。因此之際。私度者多接脚冒名。觸類非一。遂使是非齊列。眞偽難分。若不澄其源流。何以革茲頽弊。天下諸州寺觀。有此色者。聽勅到陳首免罪還俗。

とあるのがそれである。僧道私度の弊として伝えられている此の接脚冒名をただ此の記事のみから探り出すには当然私度の弊の実態から見て行かなければならぬ。寺觀僧道の制度的な諸問題に就いては全くの門外漢であるが、幸に当時の私度の弊とそれに対する玄宗の改革とに就いては嘗て「武・韋兩后時代稅役避免偽度の盛行と玄宗の肅清」と題して專考したことがあるので、その所論のうちから此所に參考となる様に思われる部分を採り出し概説しておく。

唐代の僧侶道士は稅役を免除せられていた。そこで富家有力戸はただ名義上だけ僧道の籍に入つて稅役を免れ、然も常時家に在つて「殖貨營生、畜妻養孥」し、此の稅役免除の爲の偽裝得度が武・韋兩后の腐敗時代に橫行を極め、その數凡そ數十万にも達していたといわれる。勿論、得度が無制限に公認せられていたわけではなく、各寺觀にそれぞれ枠が設けられていたのであるが、それが全く守られず、武・韋兩后やそれを取巻く公主・貴族等の盛んな造寺熱に煽られてかくは偽濫の得度者が天下に蔓延していたのである。諸弊一新を以て知られる玄宗は此の偽度に対しても執政直後から着々と肅清の手を打つて行つた。造寺鑄仏の制限、試験による劣惡僧道の淘汰、偽濫僧道の検出とその強制還俗等から更に一時は新度の一切禁止さえも試みている。又全国の寺觀と僧道との籍を整備し、度人數を必要最少限度に止めて枠を定め、新な得度には監官を立會わしめる等、偽濫の一掃とその再現防止に努力を重ねたが、然もあの手この手の偽濫は跡を絶たなかつたという。先掲の勅はこうした巧妙な偽濫私度の一つの手とその対策とを示したものである。これによると、私度の接脚冒名は寺觀に僧道の闕員ができて、その數を補填する際に行われ、それは得度には行業あるものを精選すべき趣旨から全く外れたものであり、又眞度ではなく偽度であり、勿論、法規上ゆるされないものであったのである。此の偽度が役を免れる爲のものであったことは容易に推想せられるが、此の脱役偽度としての接脚冒名に就いての内容的な説明は無い。そこで前述の官吏制の中に生じた弊害としての接脚冒名が死亡官員の名を冒し、その死亡本人になりすますことをいって

いる例に依つて解釈を加えると、死亡した僧道の名を冒してその本人になりすますことをいつているものといふことになる。僧道の接脚冒名が「闕人填充」の際に行われるとある勅文中の一句は此の解釈の一つの支えとなる。中には貧窮僧道からその名義権利を一切買取つてその僧道になりすます接脚冒名も居たかも知れないが、主体はやはり死亡僧道の名をゆすり受けて本人になりすます者であつたと考えられる。

以上、官吏制と僧道制とに於ける二つの接脚冒名を検討した結果としていえることは、接脚冒名とは死亡者の名義を名乗つてその死亡者もつていた国家的特典を不当に享受する不正行為といふことであり、従つて接脚冒名は国家的特典の賦与とその賦与の嚴重な制約の下に於いて起り勝ちな弊であつたといふことになる。そして宋代脚店戸の脚には上下的結合の系列関係を表す意味が見出されるのに対し、此の唐代接脚の脚にはそうした上下の系列関係を示す意味は見出せない。接脚は「あとを引継ぐ」の意味でなければならぬから、この場合の脚は邦語の「あと」の意味に於ける使用と見る外ない。専売商人に関する接脚冒名の検得史料が唯一つに止まる現在、その解釈に於いて上述の接脚の用法は当然大きな参考とすべきものになる。

文苑英華^{卷四}二三編制・會昌二年四月二十三日の条の上尊号敕文の一節に

度支・塩鐵・戸部諸色所由・茶油^{酒之}鹽商人。準勅例條免戸内差役。天下州縣豪宿之家。皆名屬倉場鹽^{監之}院以避徭役。或有違犯條法。州縣不追呼。以此富屋皆趨倖門。貧者偏當使役。其中亦有影庇。眞僞難分。自今已後。委本司條疏。應屬三司及茶鹽商人。各據所在場鹽^{監之}。正額人名。牒報本貫州縣。準勅文處分。其茶鹽商。仍定斤石多少以為限約。其有冒名接脚短販零少者。不在此限。云云。

とあるは、専売商人に関する冒名接脚の管見唯一の史料である。頗る長文で内容も複雑な問題を孕んでいるが、当面必要な部分を取り出して説明すると、大要次の如くである。度支・塩鐵・戸部（三つの機関という意味で三司という）の統制下にある茶・塩・酒の商人は三司所屬の各地の監院場務にその名を登録し、それによってその戸内の者の州県の差役を免除せ

られる外、条法を犯すことがあつても三司への速慮から州県は敢てとがめないで、富豪は競つてその名を登録し、以て差役を免れており、その為に貧者が皺寄せを受けて役に駆り出されている。又監院場務の登録人員には正額があるのに、中には官吏に通じて額外に名称だけの商人に登録して貰い、巧に役を免れている所謂影庇の者もあつて、その真偽は見分け難い。こうした弊害を正す為に次の対策を行うべきものとする。その第一は各監院場務に登録してある正額の商人の氏名をその本籍地の州県に牒報し、それ以外の者の免役は認めないこと、その第二は免役茶塩商人は一定量以上の販売実績をもたしめ、それ以下の者の免役は認めず、以て形ばかりの茶塩商偽装を正すこと、こうした肅清に当然ひつかかつてくることが予想せられるものに、冒名接脚短販零小者があるが、勿論、それも免役の限りでない。以上が敕文の趣旨の概要である。此の場合の冒名接脚に就いて知られる所は、先づ第一に茶塩等の統制商品を扱う商人の中に見られる者であり、第二に差役避脱の仲間入りしているがそれは合法的でないものであり、第三に短販零小に結びついていることがある等の点である。それではその正体はどの様な茶塩商人であつたのであろうか。ここで想起せられるのが官員及び僧道に於ける接脚冒名が何れも死亡者の名を名乗つて故人のもつ特権をそのまま享受しているものを指していることである。さすれば冒名接脚の茶塩商人というのも、専売商人として公認せられている者が死亡して後、その姓名を名乗り専売商人としての特権をそのまま受継いでいる者と解すべきである。それは明かに不正であるから、先掲の詔文に合法的でないといつていることが肯かれる。此の場合の特権は専売品を扱い得るといふことの外に本人及び戸内の差役免除がある。差役は富戸に課せられ、その負担が極めて重く、その為に破産する者さえ珍しくなつたので、富戸は此の差役免除に百法策を弄していた。専売商人は本人及び戸内の者の差役を免除せられていた。富豪のなかには専売商人としての利益収入よりも寧ろ此の免役に大きな魅力を感じる者があつたであらう。茶塩の商人も他の一般商人と同様に商品を地郷に運んでその地の小売商人に販売する客商と肆舗に定坐して消費者に小売りする坐賣とに分れ、大量の商品を捌く大商人は客商に多く、坐賣には小商人が多く雜つていたと思われる。然し共に茶塩商人として免役の特典を得ていたわけである。然しそうした免役の

特典は先掲の詔文に明かな如くその名を監院場務に登録して公認を受けた者に限られ、且つその公認数には正額と呼ばれる枠が定められていた。従って現公認商人の権利を譲り受けるか、新に正額の枠を拡げて貰う外に正当な新規開業の途はない。そこで商売に不慣れの富豪が免役の為に茶塩商人としての免役の特権を享受しようとする場合、零細な登録商人の権利を買えば安くその資格が得られる。資格を獲得して後の彼等は免役の目的達成に甘んじて専売品の売上げ成績を向上させる努力を余りしないことがあったであろう。名目上些少の茶塩を扱い、それで免役の大負担を免れている場合、それは国の専売収入の不振に結びついて来る。又こうして富家が役から免れた分はそれより貧弱者に割振られることとなって役法破綻の因を形成する。先の詔文に冒名接脚短販零小を取締っているのは此の様な弊害への対策であろう。冒名接脚による権利の取得を官員や僧道の例から推せば有資格者の死亡の際に限られることとなるが、専売商人の場合、此の様に狭く限定して考えなければならぬかどうかは検討の余地がある様に思われる。

茶塩商人の免役規定は本人の外に戸内に及んでいる。当時という戸内人、即ち家人は、主人とその妻子の外に家籍に在る同居の親族・部曲・客女・奴婢等の一切を含んでいた。従って茶塩の販売に従事する使用人も一族もしくは隸従の名義を以て家籍に入れば免役の特典を受け得たわけである。そこで免役を希う当人は名籍を偽って家人となり、自家に居ながら若干の商品を扱っていればその目的を達し得ることとなる。こうした別居従業はやがて支店制への発展に連るものであるから、もし此の様な冒名があれば、それは経営史上に注目すべきものであるが、残念乍ら唐代の接脚冒名商人の中にそうした者の居たことを認め得る史料や手掛りは今の所見出せない。

呼称の上から宋代脚戸の制度に關係があるやに見える唐代冒名接脚商人に就いて以上に検討した結果を要するに、宋代脚店戸の脚には商業経営上の系列關係が認められるが、唐代接脚冒名商人の脚には上下系列の關係が見出せず、接脚の脚はあとをついで特典を譲り受けることを指しているものと解せられる。然し乍ら接脚に商業経営上の系列關係が見出せないという事は、系列的な商業経営が無かったということにはならぬ。その有無は脚を離れて別に考うべきである。そこ

で当時の文献をそのつもりで涉獵するに、商品うけうりの慣行が目につく。

三、唐代商業に於ける「うけうり」の慣行

小商人が親商人から商品を分けて貰って商売する場合、その商品の引取りに就いては二様の関係が考えられる。その第一は親商人の商品を借入れの形で受取り、販売を了えてからその収入で代価を支払う様式で、いわゆる「うけうり」の形である。此の場合、親商人と小商人とを結びつけている大きな要素は相互間の信用関係であるから、親商人と小商人との取引関係は自ら固定的となり、従属に近い系列関係を形成する。第二は小商人が親商人から商品を受取る時その代価を支払い、小商人自身の所有商品として販売を営む様式であるが、此の場合、相互の間に系列関係が形成せられるのは特別な条件のものに限定せられる。仕入れに対してその場で代価を支払い得る小商人は、その仕入れ先を固定させる必要は無く、安くて有利な所に自由に変更し得るから、一般的にいえば此の場合の仕入れ取引は元売卸商と小売商との関係にすぎず、必ずしもそこに系列関係を置いて考える必要はない。然したとえ即時支払の仕入れに於いても、国家の統制下におかれた専売品の場合には事情が大きく変つて来る。専売商人は当然乍ら専売税を納めて官の公認を受けた者に限定せられるが、その公認者は専売制運営の都合から小数の大商人に絞られることがあり、その場合、専売品の元締めは限定せられた大商人に集中するから、その小売りを営まんとする小商人は、たとえ仕入れ代金を即時支払い得ても、それとは別に商品仕入れの元方を確保する意味で親商人に結びついている必要がある、そこから系列関係が生れて来る。例えば宋代權酒制の下に於ける正店と脚店との関係の成立がそれであるが、一般商品に於いては信用借りのうけうりの場合に於いてのみその形成が考えられるのである。そこで系列経営研究の立場から唐代に於ける「うけうり」に就いて検討を試みることにする。

歐陽文忠公集卷四所収の「通進士上書」(統資治通鑑長編卷一九繫康定元年十二月乙巳条)の一節に

夫大商之能蓄其貨者。豈其錙銖躬自鬻於市哉。必有販夫小賈就而分之。販夫小賈無利則不為。故大商不妬販夫之分其利者。恃其貨博。雖取利少貨行流速。則積少而為多也。

とあって、凡そ巨資を擁する大商人は、自ら市場であくせく小売りして儲けを貯えるのでは無く、多くの販夫（行商人）小賈（小坐賈）にうけうりをさせて彼等と利益を分ち、且つ彼等の取る分けまを吝まないでそれだけよく稼がせ、従つて大商人自らの利益率は低くなるが、いわゆる薄利多売によって大きく儲けて行くといっている。勿論、これは宋代のことであるが、此の所論をふまえて全唐文卷七六季商隱の「別令狐拾遺書」に

今一大賈坐墮貨中。人人往須之。甲得若干。曰其贏若干。丙曰吾索之。乙得若干。曰其贏若干。戊曰吾索之。既欲其蓄不願其亡失。

とあるに接するならば、宋代の文献に見られる大商人とその下に立つうけうり商人との結合的商販は唐代に既に形成せられていたことが確認せられるであろう。唐代の小説にはこうしたうけうりの話を綴つたものが若干見出される。太平広記卷四九雜録部・郭使君の項に、南楚新聞に出づとして

江陵有郭七郎者。其家資産甚殷。乃楚城富民之首。江淮河朔間。悉有賈客仗其貨貿易往來者。乾符初年。有一賈者。在京都久無音信。郭氏子自往訪之。既相遇。盡獲所有。僅五六萬緡。云云。

とあって、江陵の大商人郭使君の商品を請けて商売する商人が江淮河朔の間に広く居たといっており、そのうち一人が京都で商売に成功したが、郭使君と音信を絶つたままで借りを返さなかつたので、郭使君の子が此の商人を探し出して、ほとんど五六萬緡にも達するその財貨を悉く取上げたと記している。もともと郭使君の商品をもとにして然も久しく元利の清算をしないで儲けた財貨である為に取上げられても仕方が無かつたのであろう。同書卷二〇醫部・王布の項に、西陽雜俎に出づとして

永貞中。東市百姓王布知書。藏錢千萬。商旅多資之。

とあって、長安の東市の富商王布に資本を前借りして商売する客商が多くいたといっているが、此の前借りを常態的に反覆している客商は資金面で系列的關係に在ったものと見るを得よう。此の場合の前借りは商品では無く資金であるから、商品のうけうりとは違った性質をもっているが、然しうけうりも商品の前借りに外ならぬから、前借りの点で類同の一例といえよう。次に南朝の劉敬叔の撰といわれる異苑卷一に

晋陵曲阿揚賤一作湯賤財數千萬。三吳人取其直為商賈治生。輒得倍直。或行長江遇暴風及劫者。若投賤錢多獲濟。

とあって、南朝時代に晋陵（唐代の常州）の大商人揚賤は長江一带に劫賊をも威圧する大勢力をもち、その錢物を前借りして商売する商人が三吳一带に居り、それら前借りの客商は揚賤の勢力範圍である長江流域では劫賊からも安全に活動し得たという。この場合の商品前借り、即ちうけうりの客商は揚賤の系列商人と見るべきであらう。

冊府元龜卷四八四將帥部・殘酷門の五代・後漢の項を見るに

有燕人何福殷者。以商販為業。嘗以錢十四萬（百四十貫）市得玉枕一。遣家僮及商人李進。売於淮南。大得者。云云。

とあって、河北の一大商人がその家僮と商人とを淮南に遣して大量の茶を買入れさせたことを記している。その往貨として持参したものは価が百四十貫もする玉枕であったといっているが、此れは往貨の中の一逸品をいったまでで、それが往貨の全部であったというのではない。大量の茶を仕入れる為には他の商品をも多く持参していた筈である。所で此の売買の為に遣したのは家僮と別の一商人とであったという。家僮と共に差遣せられたという此の一商人が差遣主である大商人何福殷とどの様な關係にあるものであったかは記されていないが、何れにしても平素から何福殷と特殊な關係をもち、その援助恩顧の下に營業していた商人であることは推想に難くない。或は系列關係に在った者ではないかと思われる。五代のうけうり史料は未だ好記事を検出し得ず、些か關係ありげに思われる史料は右の一記事に止まるが、先にあげた宋代の史料から見て、南朝より唐代にかけて既に見られたうけうりの系列的商業經營が五代にも存続し、以て宋代に及び、一段の發展をとげたことは疑いないであらう。

以上を要するに、大資本をもつ巨商の下に小商人が依存的に集ってうけうりの系列関係を形成することが早く南朝から見られ、唐代から更に五代・宋代に發展していたことは紛れない史実として認められ、それは中国の商業経営史の問題として大いに注目すべきものといえる。この「うけうり」関係を当時どの様な専門用語で表していたかは未だ知るを得ない。然し此の前借りのなうけうり関係がどの様に普及し、系列関係がどの様に深く固められていたにしても、それはやはり元締めに対する「うけ売り」の関係であって、本店・支店の関係とは全く別のものである。本・支店制の存在は今の所唐宋を通じて確認できないという外ない。尤も本支店制研究の立場に立つての宋代の文献に対する筆者の検索は未だ全く手をつけて居らず、従つて文献が大いに豊富となる宋代に就いては、史料を丹念に検索すれば、或は本・支店制の存在を示す記事が見出されるかも知れない。切に今後の研究をまち望む。唐代のみに就いていえば、系列的営商は「前借のうけうり」が認められるのみで、本・支店制の存在は徴証を得ないのである。

唐代に於いて本・支店制の存在が史料の上に確認できないということは、必ずしもそれが存在しなかつたこの反映であるということにはならぬ。本・支店制が存在し乍ら文献にその資料を残さなかつたか、残してはいるが検索が不行届であるということも一応考えなければならぬ。然し若し本・支店制が大いに普及發展しておれば、その所伝史料は自ら多くなり、又此の制度を指す用語もできていたに相違ないから、そうした資料がなかなか見出せないということは、此の制度が未だできていながつたことの証拠にはならぬにしても、それが当時の大商人の経営形態として重要な地位を占めるまでに普及發展していなかつたことの反映と見ることは許さるべきであらう。もし本・支店制が未発達であつたとすれば、多数の店肆を広く天下の要地に兼併していた大商人のそれら店肆の管理経営はどの様にして行われていたかという問題は未解決のままに残されるわけで、それは更めて論究しなければならぬ。

註

- 1 宋代の店に就いては未だ専考してないので、宋代に於ける店と肆との関係、宋代の店と唐代の店との異同等は別に詳究する必要

- があるが、泊客・料飲・倉庫の三業務の兼営を基本条件とする唐代の店の姿は宋代にも濃厚に残っていたと見て誤りない様である。
- 2 楼は二階以上の高層建築をいう。
- 3 北宋時代の開封府の戸数に就いては、拙著「唐代邸店の研究」第四章一節の参考「北宋の首都開封府の廂坊と戸口数」参照。
- 4 通典に引く選挙雜議には繫年がない。所が資治通鑑卷二六六大曆十四年八月の条に、協律郎沈既濟の選挙時弊論が記されている。同じ沈既濟の同じ選挙に関する論議であるが、通典の沈氏の肩書きは禮部員外郎であり、資治通鑑は協律郎であるから、その論議の時点は若干の間隔をおいて考えなければならぬ。然し同一人の同一問題に就いての時論であるから、その年代は相近いものとの見当が立てられる。即ち安史の乱が収まつてからさほど年数のたつていない頃のものである。
- 5 佐賀龍谷短大の龍谷学会紀要十三号所載。
- 6 影庇の内容は複雑で別に専考を必要とするが、大まかにいうと富商家民が権力と結托して吏や職掌の名を受け、巧に役を免脱していた不正行為である。

***Kyaku-ten-ko* 脚店戸 of *Sung* 宋 Dynasty and
Setsu-kyaku 接脚 and Habitual Practice of
“Retail on Credit” of *Tang* 唐 Dynasty**

Kaisaburo HINO

In Tang dynasty “*ten*” 店 was not a shop, but a hotel serving both as a restaurant and a warehouse. In those days a shop was called “*si*” 肆 or “*ho*” 鋪. In Tang period there were big merchants who possessed many “*si*” and “*ho*” scattered at various places of the whole country. But we cannot find in documents any proof which indicates the existence of branch-shop system. In Sung period “*sei-ten-ko*” 正店戸 is often found in documents, but it was that sort of restaurant which distilled alcoholic drinks on sale for itself. Alcoholic drinks were controlled by governmental monopoly system, and the distillation needed the governmental permission. The government granted those licenses only to the merchants of great capital. And so a *sei-ten-ko* was a big shop. Because small shops could not obtain the license of distillation, they must buy alcoholic drinks for sale from *sei-ten-ko*. Those shops which bought alcoholic drinks from *sei-ten-ko* were called “*kyaku-ten-ko*” 脚店戸 of the *sei-ten-ko*. In Tang dynasty there was no term of *kyaku-ten-ko*. In those days among the licensed merchants of salt there were ones who were called “*setsu-kyaku*” 接脚 merchants, But they were the merchants who took over the name of dead licensed merchants and carried on the business in their names, therefore, according to the law, they were to be placed under a ban. In the documents of Tang and Sung dynasties we find the habitual practice of “retail on credit”. In this practice small merchants borrowed commodities from big merchants and paid the price after the sale. Many retailers on

credit gathered around famous big merchants. Those loans of commodities which such retailers received from their whole merchants were based entirely on relations of credit. Thus we can notice the development of credit combinations between the big merchants and small ones, but we cannot find up to now any proof which indicates the existence of branch-shop system in Tang period.